

## 札幌市不妊専門相談事業

不妊症や不育症に関する相談や情報提供等を行っています。

札幌市不妊専門相談センターでは、  
不妊・不育に関する専門知識を持つ医師・不妊カウンセラー・保健師等が  
無料で相談をお受けしています。  
「どんなことでも、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。」



札幌市ホームページ  
<不妊・不育専門相談>

### 専 門 相 談

(予約制)

〔医師、不妊カウンセラーによる面接相談〕

1回40分程度です。 無料でご相談できます。

専用相談の予約は専用電話等で受け付けています。希望日の1週間前までにお申込みください。

年末年始・祝祭日はお休みです。

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 医師による面接相談       | 毎月 第1・3火曜日 午後 |
| 不妊カウンセラーによる面接相談 | 毎月 第2・4月曜日 午後 |

※上記日程で実施していない場合もございますので、不妊専門相談センターにお問い合わせください。

※医師による面接相談では、精神科医によるグリーフ相談も実施しています。

※面接相談以外の方法でも実施しておりますので、ご相談ください。

### 一 般 相 談

〔保健師等による電話・面接相談〕

月～金／9：00～12：15 13：00～17：00（年末年始・祝祭日は除く）

事前の予約の必要はありません。

### 申請・相談／お問合せ

## 札幌市不妊専門相談センター

専用電話：011-211-3900

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目（大通バスセンタービル1号館 3階）  
月～金曜日（年末年始・祝祭日を除く）9:00～12:15、13:00～17:00



**主な交通機関**

**地 下 鉄**  
東西線バスセンター前駅下車  
徒歩2分  
①番・③番出口の間にビル入り口  
(②番出口の向かい)

**バ ス**  
北海道中央バスターミナル下車  
徒歩2分

<札幌市  
不妊治療支援事業  
ホームページ>



02-002-25-73  
R7-2-51

〔令和7年4月発行〕

SAPPORO

# 札幌市不妊治療等の 支援についてのご案内

## 札幌市不妊治療費(先進医療)助成事業

札幌市では、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療に要した費用の一部を助成します。

### ●対象となる方

- 保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療（厚生労働大臣が定める不妊治療の技術）を受けた方
- 令和5年4月1日以降に保険適用の1回の不妊治療（生殖補助医療と併用して実施した先進医療）を行った方
- 治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満である夫婦
- 申請日に夫婦のいずれかが札幌市内に住所を有する方
- 婚姻（事実婚を含む）している夫婦

### ●対象となる治療

先進医療実施機関として厚生労働大臣へ届出または承認されている医療機関で行われる次の治療が対象です。

※保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療として厚生労働大臣が定める不妊治療の技術を用いた検査・治療

R7.4.1現在

※北海道内の医療機関で実施している先進医療

・PICS1 ・タイムラプス ・EMMA/ALICE ・SEET法 ・ERA ・IMSI ・子宮内膜スクラッチ  
・二段階胚移植法 ・ERPeak ・マイクロ流体技術を用いた精子選別 ・子宮内フローラ検査

※道外の医療機関で実施している先進医療

・反復着床不全に対する投薬（タクロリムス） ・着床前胚異数性検査（PGT-A）

厚生労働省ホームページ

（厚生労働大臣が定める先進医療実施医療機関）



### ●助成回数

保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療を用いた1回の不妊治療

※1回の不妊治療とは、治療計画から「妊娠確認（妊娠の有無は問いません。）」等に至るまでの生殖補助医療の過程を指します。ただし、医師の判断に基づき治療を中止した場合等も対象となります。

※保険診療で行った不妊治療に準じた回数となります。

※他自治体で助成を受けた回数を合算します。

| 治療開始時の妻の年齢 | 助成上限回数    |
|------------|-----------|
| 40歳未満      | 1子ごとに6回まで |
| 40～43歳未満   | 1子ごとに3回まで |

### ●助成額

<治療費>

1組の夫婦に対し、先進医療部分の自己負担額の7割（上限：3万5千円）を助成します。

※文書料等は対象外です。

<交通費>

交通費に要した自己負担額の3分の2（上限：距離区分に応じた補助単価（往復））を助成します。

※距離区分：自宅から医療機関の片道の距離が25km～となります。

ただし、最寄りの医療機関または検査・治療が可能な医療機関と自宅との距離を基準とします。

詳細はHPをご確認いただくが、不妊専門相談センターへご連絡ください。

## 札幌市不育症治療費助成事業

妊娠しても、流産を繰り返したり、死産になってしまったりすることを不育症と呼んでいます。一般的には2回連続した流産、死産があれば不育症と診断されています。

札幌市では、不育症に悩む方の経済的負担を軽減するため、不育症治療費助成を行っています。

### 対象となる方

- 対象となる検査及び治療を受けたご夫婦で、次の要件をすべて満たす方
- 流産、死産、新生児死亡のいずれかの既往が**2回以上**あること
  - ※「流産、死産」は、妊娠検査薬が陽性になった場合ではなく、医療機関での超音波検査により胎のう（赤ちゃんが入った袋）や胎芽（赤ちゃんの姿）を確認後、妊娠が終了した場合を言います。
  - 札幌市が指定する医療機関で不育症治療を受けていること
  - 申請日において、ご夫婦のいずれかが札幌市内に住民登録をしていること
  - ※年齢制限はありません。

### 対象となる検査・治療

- 【検査】抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査、子宮検査、染色体検査
- 【治療】不育症治療としての投薬（アスピリン療法、ヘパリン療法等）、子宮形成手術、着床前診断、カウンセリング等

### 助成回数と助成期間

通算助成回数、1年間あたりの助成回数、通算助成期間に制限はありません。

### 助成額

- 1回の治療期間に行った「**対象となる検査及び治療**」に対して**支払った費用**につき、**10万円**を上限として、助成金を交付します。助成金は受診等証明書に基づいて札幌市で精査し、決定いたします。
- ※1回の治療期間に行ったすべての自己負担額が助成対象になるものではありません。
- ※対象となる検査・治療に付随した費用（検査判断料、処方箋料、調剤料等）も対象ですが、診察料（初診料、再診料）、診察にかかる加算、文書料等は対象外です。

「**1回の治療期間**」とは、**不育症の診断をするための検査（又は治療）を開始した日から、妊娠が確定し出産（流産または死産を含む）した日まで、または医師の判断により治療が終了した日までのことです。**

### 不育症治療費助成事業指定医療機関（令和7年4月1日現在）

| No | 医療機関名                          | 郵便番号     | 所 在 地                         | 電話番号         |
|----|--------------------------------|----------|-------------------------------|--------------|
| 1  | NTT東日本札幌病院                     | 060-0061 | 札幌市中央区南1条西15丁目                | 011-623-7000 |
| 2  | 札幌医科大学附属病院                     | 060-8543 | 札幌市中央区南1条西16丁目291番地           | 011-611-2111 |
| 3  | 医療法人社団 小六メデイカルクリニック おおこうち産科婦人科 | 060-0062 | 札幌市中央区南2条西8丁目10番地             | 011-233-4103 |
| 4  | セントベピークリニック                    | 060-0002 | 札幌市中央区北2条西2丁目32 第37桂和ビル2階     | 011-215-0880 |
| 5  | 金山生殖医療クリニック                    | 060-0001 | 札幌市中央区北1条西4丁目1-1 三甲大通公園ビル2階   | 011-200-1122 |
| 6  | JA北海道厚生連 札幌厚生病院                | 060-0033 | 札幌市中央区北3条東8丁目5番地              | 011-261-5331 |
| 7  | 医療法人社団 神谷レディースクリニック            | 060-0003 | 札幌市中央区北3条西2丁目2番1号 日通札幌ビル2階    | 011-231-2722 |
| 8  | 国家公務員共済組合連合会 斗南病院              | 060-0004 | 札幌市中央区北4条西7丁目3-8              | 011-231-2121 |
| 9  | 市立札幌病院                         | 060-8604 | 札幌市中央区北11条西13丁目1-1            | 011-726-2211 |
| 10 | 宮の森レディースクリニック                  | 064-0822 | 札幌市中央区北2条西28丁目1-26 エストラータ円山2階 | 011-215-8212 |
| 11 | さっぽろARTクリニック                   | 060-0807 | 札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル4階     | 011-700-5880 |
| 12 | 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル             | 001-0013 | 札幌市北区北13条西4丁目                 | 011-746-5505 |
| 13 | 北海道大学病院                        | 060-8648 | 札幌市北区北14条西5丁目                 | 011-716-1161 |
| 14 | さっぽろARTクリニックn24                | 001-0023 | 札幌市北区北23条西3丁目2-37 第2北進建鉄ビル2階  | 011-792-6691 |
| 15 | 医療法人社団 エナ麻生ARTクリニック            | 001-0045 | 札幌市北区麻生町2丁目2-7 中川ビル2階         | 011-792-8850 |
| 16 | 医療法人 育愛会 札幌東豊病院                | 065-0017 | 札幌市東区北17条東15丁目3番1号            | 011-704-3911 |
| 17 | 社会医療法人 母恋 天使病院                 | 065-8611 | 札幌市東区北12条東3丁目1-1              | 011-711-0101 |
| 18 | 札幌白石産科婦人科病院                    | 003-0005 | 札幌市白石区東札幌5条6丁目6-28            | 011-862-7211 |
| 19 | 医療法人社団 青葉産婦人科クリニック             | 004-0021 | 札幌市厚別区青葉町6丁目1番9号              | 011-893-3207 |
| 20 | 地域医療機能推進機構 北海道病院               | 062-8618 | 札幌市豊平区中の島1条8丁目3-18            | 011-831-5151 |
| 21 | KKR札幌医療センター                    | 062-0931 | 札幌市豊平区平岸1条6丁目3-40             | 011-822-1811 |
| 22 | 医療法人社団 いちご会 美加レディースクリニック       | 062-0933 | 札幌市豊平区平岸3条13丁目5番21号 南平岸ビル1～3階 | 011-833-7773 |
| 23 | 医療法人 徳洲会 五輪橋マタニティクリニック         | 005-0039 | 札幌市南区南39条西11丁目1-30            | 011-585-3110 |
| 24 | ペルル女性クリニック                     | 063-0803 | 札幌市西区二十四軒3条1丁目1-18            | 011-624-7031 |
| 25 | 医療法人 溪仁会 手稲溪仁会病院               | 006-8555 | 札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号           | 011-681-8111 |

※指定医療機関は所定の基準を満たす医療機関です。変更される場合がありますので最新の情報はお問い合わせください。

### 不妊治療費助成の申請に必要な書類

|   | 必要な書類                     | 発行場所                          | 備 考                                                                                                                                                                              |
|---|---------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 札幌市不妊治療費助成事業申請書           | ・不妊専門相談センター<br>・市ホームページダウンロード | 申請者は夫婦のどちらかです。（申請者と振込名義人を同一にしてください）<br>申請金額については、札幌市で精査した額を記載しますので、空欄のままご提出ください。                                                                                                 |
| 2 | 札幌市不妊治療費助成事業受診等証明書        | 医療機関                          | 1回の治療の終了毎に医療機関へ作成を依頼してください。<br>※1回の治療の終了日については、医療機関に確認してください。                                                                                                                    |
| 3 | 領収書及び明細書のコピー              | 医療機関                          | 受診等証明書に記載のある治療期間内に発行された対象となる検査・治療の領収書と明細書全てのコピーが必要です。                                                                                                                            |
| 4 | 住民票謄本<br>（世帯全員が記載されたもの）   | 区役所「戸籍住民課」等                   | 申請日より3か月以内に発行されたもの<br>続柄の記載があり、マイナンバーの記載のないもの<br>ご夫婦のどちらかが札幌市以外に住民登録がある場合は、札幌市に住民登録をしている方の住民票が必要です。<br>同年度（年度：4月1日～翌年3月31日）の2回目以降の申請について、住民票は前回提出した書類の発行日を起算として3か月以内の場合は、省略できます。 |
| 5 | 通帳等コピー                    |                               | 口座支店名、口座番号の記載されたページのコピー<br>申請者名義の預金口座にお振込みします。                                                                                                                                   |
| ★ | 戸籍謄本（戸籍全部事項証明）<br>（該当者のみ） | 区役所「戸籍住民課」等                   | 夫婦が別世帯または事実婚の場合は提出が必要となります。<br>申請日より3か月以内に発行されたもの<br>戸籍謄本は前回提出した書類の発行日から起算して3か月以内の場合は、省略できます。                                                                                    |
| ★ | 事実婚関係に関する申立書<br>（該当者のみ）   | ・不妊専門相談センター<br>・市ホームページダウンロード | 事実婚の場合は提出が必要となります。                                                                                                                                                               |
| ★ | 交通費助成の申請に必要な書類<br>（該当者のみ） |                               | 交通費に関して経路及び金額がわかる書類等                                                                                                                                                             |

### 不育症治療費助成の申請に必要な書類

|   | 必要な書類                   | 発行場所                          | 備 考                                                                                                                                                                              |
|---|-------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 札幌市不育症治療費助成事業申請書        | ・不妊専門相談センター<br>・市ホームページダウンロード | 申請者は夫婦のどちらかです。（申請者と振込名義人を同一にしてください）<br>申請金額については、札幌市で精査した額を記載しますので、空欄のままご提出ください。                                                                                                 |
| 2 | 札幌市不育症治療費助成事業受診等証明書     | 医療機関                          | 1回の治療の終了毎に医療機関へ作成を依頼してください。<br>※1回の治療の終了日については、医療機関に確認してください。<br>国の「不育症検査費用助成事業」において、先進医療として告示されている対象検査を実施した場合は、指定医療機関記載の「不育症検査結果個票」の添付が必要です。                                    |
| 3 | 札幌市不育症治療費助成事業薬剤内訳証明書    | ・調剤薬局<br>・市ホームページダウンロード       | 院外処方を受けた場合にのみ必要です。調剤薬局で記入してもらいます。                                                                                                                                                |
| 4 | 領収書及び明細書のコピー            | 医療機関                          | 受診等証明書に記載のある治療期間内に発行された対象となる検査・治療の領収書と明細書全てのコピーが必要です。                                                                                                                            |
| 5 | 住民票謄本<br>（世帯全員が記載されたもの） | 区役所「戸籍住民課」等                   | 申請日より3か月以内に発行されたもの<br>続柄の記載があり、マイナンバーの記載のないもの<br>ご夫婦のどちらかが札幌市以外に住民登録がある場合は、札幌市に住民登録をしている方の住民票が必要です。<br>同年度（年度：4月1日～翌年3月31日）の2回目以降の申請について、住民票は前回提出した書類の発行日を起算として3か月以内の場合は、省略できます。 |
| 6 | 通帳等コピー                  |                               | 口座支店名、口座番号の記載されたページのコピー<br>申請者名義の預金口座にお振込みします。                                                                                                                                   |
| ★ | 事実婚関係に関する申立書<br>（該当者のみ） | ・不妊専門相談センター<br>・市ホームページダウンロード | 事実婚の場合は提出が必要となります。                                                                                                                                                               |

### 申請期限・申請後の流れ

- 治療終了日の翌日から（不育症治療費助成事業の場合は、治療費を最後に支払った日からでも可）**2か月以内**に札幌市不妊専門相談センターに申請します。
- 入院等のやむを得ない理由と認められる場合は、申請期限を治療終了日の翌日から（不育症治療費助成事業の場合は、治療費を最後に支払った日からでも可）5か月以内まで延長できる場合がありますのでセンターにご相談ください。
- ※上記の申請期限を過ぎての申請は、受理できませんので、ご注意ください。
- ※郵送による申請も可
- 申請期限内に到着するようお願いいたします。差出人の名前をご記入の上、料金不足にご注意ください。申請日は本市窓口に着した受理日になります。差出・配達記録が残る簡易書留や特定記録郵便等のご利用をお勧めします。

